

【傷病鳥獣について】

1. 経緯及び背景

東京都の「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」において、傷病鳥獣救護の基本方針として以下のとおり定めている。

- ① 生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施する。
- ② 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル、同水準と認められるマニュアル等に即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ③ ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との関わり方について普及啓発に努める。
- ④ 糞等の生活被害が多発しているカラス類及びドバト並びに生息数が過剰となっているニホンジカについては、救護の対象としない。また、本来生息するものでない外来鳥獣等についても、救護の対象としない。
- ⑤ 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。
- ⑥ ニホンカモシカについては、特別天然記念物であり、文化財保護法に基づき適切な対処を行う。

方針②に記載されている「東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル」（平成 17 年、東京都）には、傷病鳥獣の保護に関する基本理念、保護対象の定義、捕獲・救護・リハビリ・放鳥獣・終生飼養・安楽死の条件、用語解説、鳥獣リスト（希少種、外来種、有害鳥獣）が含まれている。マニュアルでは、保護対象について以下のとおり定めている。

- (1) 保護する種は、希少性があり、野生復帰できる見込みは高いものを優先させる。
- (2) 外来種、有害鳥獣に上げられた野生鳥獣については、都は保護対象としない。捕獲した者が保護する場合は、その者の責任で行い、都に報告する。

傷病鳥獣救護の記載内容に関して、以下の課題を解決できる形で「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」の記載内容を検討する。

表 1.1 傷病鳥獣救護の記載内容に関する課題

| 傷病鳥獣救護の記載内容に関する課題 | |
|-------------------|--|
| 1 | <p>傷病鳥獣救護の基本方針④において、生活被害を及ぼすカラス類やドバト、生息数過剰なニホンジカ、外来鳥獣等については、救護の対象から除外することが明記されているが、近年の農作物被害を多く引き起こしているイノシシや生活環境被害を引き起こしているムクドリに関する記載はない。</p> <p>なお、上記の種の現状は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都の第12次鳥獣保護管理計画では、ムクドリ及びイノシシは予察表の加害鳥獣に含まれている。 ● 資料【加害鳥獣について】に記載の通り、23区内、北多摩及び南多摩地域において、通年で生活環境被害が起きている。また、ムクドリは関東圏の6県すべてにおいて加害鳥獣として指定されており、農山村地域では農作物への被害、都市地域では生活被害が確認されている。 ● 資料3■第9 その他【傷病鳥獣救護の基本的な対応（イノシシ）】に記載しているとおり、東京都における農作物被害金額では、例年イノシシによる被害額が上位を占め、在来種の中で最も被害を与えているうえ、関東圏6県ではイノシシが指定管理鳥獣として指定されている。 |
| 2 | <p>「東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル」（平成17年、東京都）では「外来種、有害鳥獣に上げられた野生鳥獣については、都は保護対象としない。」と明記されており、課題1に記載した種は「有害鳥獣」にあてはまる。よって、保護対象の定義が重複している。</p> |
| 3 | <p>「東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル」（平成17年、東京都）は平成17年以降更新されておらず、鳥獣リスト等の更新が必要である。</p> |

2. 他道府県の傷病鳥獣救護の方針

第12次鳥獣保護管理事業計画では7府県（秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、京都府、島根県、香川県）において、救護の対象としない鳥獣種名を明記している。このうち、イノシシについては全ての道府県で、ムクドリについては3府県で明記している。なお、イノシシおよびムクドリが救護の対象としない鳥獣とされる理由としては、個体数が多いこと、農林水産被害を起こすこと、生活環境被害を起こすこと、予察表の加害鳥獣であることなどとされている（＜補足資料＞参照）。

また、第12次鳥獣保護管理事業計画のほか、傷病鳥獣の扱いについて各都道府県HP上等で「保護の対象とする種」及び「対象外鳥獣」の鳥獣種名やその理由とともに記載している場合が多く見受けられる。

3. 第13次鳥獣保護管理計画への反映

傷病鳥獣救護の記載内容に関する課題および他道府県の傷病鳥獣救護の方針等を踏まえ、第13次鳥獣保護管理計画の修正案を以下に示す。

なお、東京都傷病鳥獣保護対応マニュアルは平成17年以降更新されていないため、希少種リスト等の更新を行うことを検討する（マニュアル更新時にはマニュアルの対象者（東京都鳥獣保護担当職員、東京都鳥獣保護員、都民、小鳥店・ペットショップ、動物病院、獣医系大学、NPO等）に配布・周知する方針）

表 3-1 第13次鳥獣保護管理計画（案）

| 内容 | |
|----|--|
| ① | 生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の野生復帰を図ることを目的に、傷病鳥獣の救護を実施する。 |
| ② | 保護の対象とする種は、希少種や交通事故等の人為的な要因で傷つきかつ、野生復帰の見込める個体とする。 |
| ③ | 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣として、「表6 予察表」に記載されている以下の種は保護の対象としない。 対象外鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ |
| ④ | 本来生息するものでない外来種（国内外来種を含む）や人間の介入により野生復帰が困難となり得るひな、幼獣についても保護の対象としない。 |
| ⑤ | 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル、同水準と認められるマニュアル等に即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。なお、東京都傷病鳥獣保護対応マニュアルは必要に応じて見直しを検討する。 |
| ⑥ | ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との関わり方について普及啓発に努める。 |
| ⑦ | 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。 |
| ⑧ | ニホンカモシカについては、特別天然記念物であり、文化財保護法に基づき適切な対処を行う。 |

<補足資料>

東京都第13次鳥獣保護管理事業計画の策定にあたり、各道府県の第12次鳥獣保護管理事業計画における傷病鳥獣保護の対象外とする種の条件及び各都道府県HP上で示された条件等を参考とした。

表1 他道府県における傷病鳥獣の取り扱い事例

| 救護対象外の条件案 | | 参照 |
|-----------|--|----------------------|
| 1 | 明らかに感染症の疑いがある鳥獣 →「東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル」（平成17年、東京都）「3捕獲」には、感染症の恐れがある場合は、発見した段階で都に届け出て指示に従うことと記載。 | 北海道、福岡県 |
| 2 | 狩猟及び被害の防止の目的での捕獲許可に基づき負傷した鳥獣 | 福岡県 |
| 3 | 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣 | 富山県、香川県、福岡県 |
| 4 | 明らかに自然界の要因によって負傷等している鳥獣 | 福岡県 |
| 5 | 人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した鳥獣 | 福島県、茨城県、三重県、和歌山県、福岡県 |
| 6 | 法第13条第1項に規定する農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるもの（もぐら科全種、ねずみ科全種（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く）） | 北海道、京都府 |
| 7 | 法第80条に規定する環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるもの（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミ） | 北海道、京都府、栃木県 |

注）京都府については、「京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン」参照した。

表2 各道府県HPの傷病鳥獣の扱いについて

| 項目 | 保護の対象とする種 | 保護対象外 |
|-----------|---|--|
| 記載のある道府県数 | 13 都道府県 | 36 都道府県 |
| 条件 | 11 都道府県 <ul style="list-style-type: none"> 野鳥の雛、幼獣 外来生物法に基づく特定外来生物や外来生物 農林水産業や生活環境に被害を及ぼすおそれのある鳥獣 感染症の疑いがある鳥獣 鳥インフルエンザの発生時期に発見された鳥類 傷が酷く治療しても野生復帰の見込みがない鳥獣 予察駆除対象鳥獣 狩猟鳥獣 イヌやネコ等のペットや家畜等飼育されている鳥獣・自然の営みの中で傷ついた鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> 人間の行動が原因でケガをした野生鳥獣 人間のいたずらや虐待によりケガをした野生鳥獣 希少な野生鳥獣（種の保存法：国内希少野生動植物、文化財保護法：天然記念物等、国や県のレッドリスト記載種） 野生復帰が可能な傷ついた野生鳥獣 伝書バトや標識調査のため鳥類 |